

佐世保クルーズセンター建物保険【一般競争入札】

佐世保市公告第322号

一般競争入札を執行するので地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告します。

令和8年9月17日

佐世保市長 宮 島 大 典

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務名

佐世保クルーズセンター建物保険

(2) 履行の内容等

別添仕様書による

(3) 履行期間

令和8年10月1日午後4時から令和9年10月1日午後4時まで

(4) 入札方式

本件は事後審査型制限付き一般競争入札（総額）で執行する

2 参加資格

入札に参加する資格は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 保険業法（平成7年法律第105号）第2条第4項に規定する損害保険会社であること。ただし、次号の損害保険代理店はこの限りではない。
- (2) 佐世保市内に本店、支店、もしくは営業所を有する者又は前号に規定する者の損害保険代理店（保険業法の規定により登録を受けたものをいう。）であること。
- (3) 保険業務に精通した常勤の従業員を配置し、本業務の履行体制が組成できること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定による入札参加制限を受けていないこと。
- (5) 本市に納付すべき消費税及び市税の滞納がないこと。
- (6) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (7) 代表者、自社の役員等が、佐世保市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）に規定する者でないこと。
- (8) 入札公告の日から落札決定の日までの間のいずれの日においても、営業停止処分を受けていないこと。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再

生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成8年法律第95号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。

(10) 仕様書の条件を満たす金融庁の許可を得た商品を有していること。

3 予定価格に関する事項

本業務は予定価格を設定する。

なお、予定価格については佐世保市財務規則に準じて定める。

4 入札説明会

(1) 入札書、入札説明書、仕様書等の交付方法

佐世保市ホームページでの仕様書等の公表をもって、現場説明会に代える。

(2) 入札書の提出方法

会場入札とする。

5 仕様書等に関する質問と回答

(1) 質問方法

質問書を電子メールにて送付すること。

(2) 質問書の送付先

cruise@city.sasebo.lg.jp

(3) 質問受付期間

令和8年9月24日（木）正午まで

(4) 回答について

令和8年9月25日（金）正午までに回答書をホームページに掲載する。

6 開札と落札候補者の決定

(1) 開札日時及び場所

ア 日時：令和7年9月28日（月）午前10時00分

イ 場所：長崎県佐世保市新港町8-1

佐世保市役所港湾部 B会議室（新みなとターミナル2階）

ウ 入札への参加は代表者又はその代理人に限る。

エ 代理人が入札に参加する場合は、入札関係書類にある指定の委任状及び直接雇用されている証明（健康保険証等）を持参すること。雇用関係が確認できない場合は入札に参加できない。

(2) 開札手続

ア 開札時の立会いは市職員にて行う。

イ 開札の結果、予定価格以下の価格で入札したもののうち、最も安価な額を入札した者を落札候補者とする。また、この場合において同額の入札をした者が2人以上ある時は、くじにて落札候補者を決定する。

ウ 予定価格の範囲内の価格で入札した者がいない時は、3回目まで入札を行うこととする。この場合、入札に参加しなかった者は、再度入札に参加することはできない。

(3) 落札候補者の決定

落札候補者は、予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者とする。また、落札候補となるべき同価の入札をしたものが2人以上あるときは、別途定めるくじにより落札候補者を決定する。

(4) 同額の場合

同額によりくじになった場合の決定方法は、「佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱」の規定に基づき、次の要領にて行う。

ア くじ引きは、同額確定後に直ちに行う。

イ くじ引きは、まずくじの順番を決め、その後に落札者決定に係るくじ引きを行う。

ウ くじ引きに該当した者は、これを棄権できない。くじ引き参加は必須となる。

7 資格確認の申請手続

(1) 申請方法

落札候補者は、一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）及び確認に必要な書類を添付して、直接持参により提出するものとする。

(2) 提出部数

1部とする。なお、提出した資格確認申請書等は返却しない。

(3) 添付書類

ア 保険業法（平成7年法律第105号）第2条第4項に規定する損害保険会社であることを証明する書類（写しを可とする）

イ 保険業務に精通した常勤の従業員名簿

ウ 佐世保市市税及び国民健康保険税に関する「滞納のない証明」

エ 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がないことの納税証明書

(4) 提出期限

令和8年9月29日（火）の午後5時00分まで

(5) その他

一般競争入札参加資格の有無については、特別の定めがある場合を除き、開札日を基準日として、(1)により提出された資格確認申請書等に基づき確認するものとする。この場合において、落札候補者は、本市から資格確認申請書等に関し説明を求められたときは、これに応じなければならない。

8 落札者の決定

- (1) 前記4(5)により落札候補者が競争入札参加資格を有すると確認された場合は、当該落札候補者を落札者として決定する。
- (2) 落札者にはあらためて連絡する。

9 入札の無効等

本公告に示した入札参加資格のない者による入札、入札参加条件を満たさない者による入札、その他佐世保市財務規則第170条に該当する入札は無効とする。

なお、次の各号に該当する場合は、その入札書は無効とし、入札者は失格とする。なお、失格となった者は、2回目以降の入札をすることはできない。

- ア 入札書に入札価格の記載がないもの、入札書の入札価格を訂正したもの、入札書に名称を記載していないもの、入札書に入札者の記名押印（会社の印及び代表者の印）がないもの又は入札書中の文字等が不明で判別しにくいもの
- イ 同一事項の入札について2通以上の入札書を提出したもの
- ウ 入札に際し不正の行為があったと認められるもの
- エ 入札書が所定の日時までに所定の場所に到達しないもの

10 担当部署

〒857-0855 長崎県佐世保市新港町8-1 佐世保市港湾部クルーズ事業推進課（新みなとターミナル2階） TEL：（0956）25-9352（直通） FAX：（0956）22-6149 担 当：久家
--